

議案第八十四号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年十一月三十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を
次のように改正する。

第十条第二項中「の給料月額」の「の百分の二十」を「が属する職務の級における最高の号給
の給料月額の百分の二十」に改める。

第十一条第三項第一号及び第二号中「一万四千七百円」を「一万三千七百円」に改め、
同項第四号中「四千五百円」を「五千五百円」に改める。

第十三条第二項中「百分の十二」を「百分の十八」に改める。

第二十七条第二項中「百分の百六十、」を「百分の百三十五、」に、「百分の百六十
五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百六十、」を「百分の百三十
五、」に、「百分の百六十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十」を「百分の七十」
に、「百分の九十五」を「百分の八十」に改める。

第三十条第二項中「百分の四十七・五」を「百分の七十二・五」に改め、同条第三項中

「百分の四十七・五」を「百分の七十二・五」に、「六月に支給する場合においては百分の二十二・五、十二月に支給する場合には百分の二十七・五」を「百分の三十七・五」に改める。

第三十三条第二号中「並びに互助組合の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子」を削る。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 平成二十二年三月三十一日までの間における第十三条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十三」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	146,000	161,200	307,800
	2	147,500	163,200	311,100
	3	149,000	165,200	314,400
	4	150,500	167,200	317,700
	5	152,000	169,200	321,000
	6	153,700	171,400	324,300
	7	155,400	173,600	327,500
	8	157,200	175,800	330,700
	9	159,000	178,100	333,900
	10	160,800	180,800	336,400
	11	162,700	183,500	338,900
	12	164,700	186,200	341,400
	13	166,700	188,900	343,900
	14	168,800	190,500	346,400
	15	171,000	192,200	348,900
	16	173,200	193,900	351,400
	17	175,500	195,600	353,900
	18	177,900	197,300	356,400
	19	180,400	199,000	358,900
	20	182,900	200,700	361,300
	21	185,300	202,400	363,700
	22	186,900	204,200	365,900
	23	188,500	206,000	368,000
	24	190,100	207,800	370,100
	25	191,700	209,600	372,200
	26	193,300	211,500	374,300
	27	194,900	213,400	376,400
	28	196,500	215,400	378,400
	29	198,100	217,400	380,400
	30	199,700	220,000	382,400
	31	201,300	222,700	384,300
	32	202,900	225,400	386,200

再任用職員以外の職員

33	204,500	228,100	388,100
34	206,100	230,800	390,000
35	207,700	233,600	391,900
36	209,400	236,400	393,800
37	211,100	239,200	395,700
38	212,800	242,000	397,600
39	214,500	244,900	399,400
40	216,200	247,800	401,200
41	217,900	250,700	403,000
42	219,600	253,600	404,800
43	221,400	256,600	406,600
44	223,200	259,600	408,400
45	225,000	262,600	410,100
46	226,800	265,700	411,800
47	228,600	268,800	413,500
48	230,400	271,900	415,200
49	232,200	275,000	416,800
50	234,000	278,100	418,400
51	235,700	281,200	420,000
52	237,400	284,400	421,600
53	239,100	287,600	423,200
54	240,800	290,800	424,800
55	242,500	294,100	426,300
56	244,100	297,400	427,800
57	245,700	300,700	429,300
58	247,300	304,000	430,800
59	248,900	307,200	432,300
60	250,500	310,400	433,800
61	252,100	313,600	435,200
62	253,700	316,800	436,600
63	255,300	319,900	438,000
64	256,900	323,000	439,400
65	258,500	326,100	440,700
66	260,100	328,600	441,900
67	261,600	331,100	443,100
68	263,100	333,500	444,300

69	264,600	335,900	445,500
70	266,000	338,300	446,500
71	267,400	340,700	447,500
72	268,800	343,100	448,500
73	270,200	345,500	449,400
74	271,500	347,900	450,300
75	272,800	350,300	451,200
76	274,000	352,700	452,000
77	275,200	355,000	452,800
78	276,400	357,100	453,600
79	277,500	359,200	454,400
80	278,600	361,200	455,200
81	279,700	363,200	455,900
82	280,800	365,200	456,600
83	281,900	367,200	457,300
84	283,000	369,100	458,000
85	284,000	371,000	458,700
86	285,000	372,900	459,400
87	286,000	374,800	460,100
88	286,900	376,700	460,800
89	287,800	378,500	461,500
90	288,700	380,200	462,200
91	289,500	381,900	462,900
92	290,300	383,600	463,600
93	291,100	385,200	464,300
94	291,800	386,800	465,000
95	292,500	388,400	465,700
96	293,200	389,900	466,400
97	293,900	391,300	467,100
98	294,600	392,700	467,800
99	295,300	394,000	468,500
100	296,000	395,300	469,200
101	296,600	396,600	469,900
102	297,200	397,900	470,600
103	297,800	399,200	471,300
104	298,400	400,400	472,000

105	299,000	401,600	472,700
106	299,500	402,800	473,300
107	300,000	404,000	473,900
108	300,400	405,200	474,500
109	300,800	406,400	475,100
110	301,200	407,600	
111	301,600	408,700	
112	302,000	409,800	
113	302,400	410,900	
114	302,800	412,000	
115	303,200	413,100	
116	303,600	414,200	
117	304,000	415,200	
118	304,400	416,200	
119	304,800	417,200	
120	305,200	418,200	
121	305,600	419,200	
122	306,000	420,200	
123	306,400	421,200	
124	306,800	422,200	
125	307,200	423,200	
126		424,100	
127		425,000	
128		425,900	
129		426,700	
130		427,500	
131		428,300	
132		429,000	
133		429,700	
134		430,400	
135		431,000	
136		431,600	
137		432,200	
138		432,800	
139		433,400	
140		434,000	

141		434,600	
142		435,200	
143		435,800	
144		436,300	
145		436,800	
146		437,300	
147		437,800	
148		438,300	
149		438,800	
150		439,300	
151		439,800	
152		440,300	
153		440,800	
154		441,300	
155		441,800	
156		442,300	
157		442,800	
158		443,300	
159		443,800	
160		444,300	
161		444,800	
162		445,300	
163		445,800	
164		446,300	
165		446,800	
166		447,300	
167		447,800	
168		448,300	
169		448,800	
170		449,300	
171		449,800	
172		450,300	
173		450,800	
174		451,300	
175		451,800	
176		452,300	
177		452,800	
再任用 職員	225,100	279,600	346,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

1 この条例は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第十条第二項、第十一条第三項第四号、第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十三号第二号の改正規定並びに附則第四項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十六号）附則第五項及び第六項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額（以下「人事委員会が定める給料月額」という。）を受け取っていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会が定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 人事委員会が定める給料月額を受けている職員についてのこの条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項中「その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者につき杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十六号）附則第五項及び第六項の規定により人事委員会が定める給料月額」とする。

平成十九年三月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第二十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、「第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあつては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十八年四月一日（同月二日から平成十九年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成十八年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・四一を乗じて得た額に、平成十八年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間）がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数

を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十八年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・四一を乗じて得た額

三 平成十八年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・四一を乗じて得た額

6 平成十八年四月一日から平成十九年三月一日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（管理職手当）</p> <p>第十条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額百分の二十を超えない範囲内の額とする。</p> <p>3 略</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる者 一万三千七百円</p>	<p>（管理職手当）</p> <p>第十条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、その者の給料月額の百分の二十を超えない範囲内の額とする。</p> <p>3 略</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる者 一万四千七百円</p>

二 前項第二号に掲げる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。） 一万三千七百円

三 略

四 前項第二号から第五号までに掲げる者のうち前二号に該当するもの以外のもの 五千五百円

4 略

（地域手当）

第十三条 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の百分の十八の範囲内の額とする。

3 略

（期末手当）

第二十七条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の

二 前項第二号に掲げる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。） 一万四千七百円

三 略

四 前項第二号から第五号までに掲げる者のうち前二号に該当するもの以外のもの 四千五百円

4 略

（地域手当）

第十三条 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の百分の十二の範囲内の額とする。

3 略

（期末手当）

第二十七条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の

百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の八十」と、「百分の百十五」と

百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百六十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の九十五」と、「百分の百十五」と

とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 〽 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の七十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の三十七・五」と

とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 〽 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十七・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の二十二・五、十二月に支給する場合は

「と、「百分の九十二・五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4 〵 7 略

(給与からの控除)

第三十三条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 略

二 特別区職員互助組合(以下「互助組合」という。)の組合費

三 〵 七 略

附 則

1 〵 5 略

6 | 平成二十二年三月三十一日までの間にお

においては百分の二十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4 〵 7 略

(給与からの控除)

第三十三条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 略

二 特別区職員互助組合(以下「互助組合」という。)の組合費並びに互助組合の貸付金及び立替金に係る返還金及び利

三 〵 七 略

附 則

1 〵 5 略

ける第十三条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十三」とする。

8| 7|
略 略

7| 6|
略 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																									
給 料 表	別表第一																																									
諸 手 当	管 理 職 手 当 手当額は、職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の20を超えない範囲内の額とする。																																									
	扶 養 手 当 配偶者及び配偶者のない職員の扶養親族である子のうち1人の手当額（月額） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">14,700円</td> <td style="text-align: center;">13,700円</td> </tr> </tbody> </table> 子等のうち3人目以降の手当額（月額） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,500円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	14,700円	13,700円	現 行	改 正	4,500円	5,500円																																	
	現 行	改 正																																								
	14,700円	13,700円																																								
現 行	改 正																																									
4,500円	5,500円																																									
地 域 手 当 支給割合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12%</td> <td style="text-align: center;">18%</td> </tr> </tbody> </table> 平成22年3月31日までの間における支給割合は、13%とする。	現 行	改 正	12%	18%																																						
現 行	改 正																																									
12%	18%																																									
期 末 手 当 及 勤 勉 手 当 職員の支給月数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">改 正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.60</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.475</u></td> <td style="text-align: center;">2.075</td> <td style="text-align: center;"><u>1.35</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.725</u></td> <td style="text-align: center;">2.075</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.65</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.475</u></td> <td style="text-align: center;">2.125</td> <td style="text-align: center;"><u>1.40</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.725</u></td> <td style="text-align: center;">2.125</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>3.50</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.95</u></td> <td style="text-align: center;">4.45</td> <td style="text-align: center;"><u>3.00</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.45</u></td> <td style="text-align: center;">4.45</td> </tr> </tbody> </table> 管理職員の支給月数は、改正なし	区 分	現 行			改 正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	<u>1.60</u>	<u>0.475</u>	2.075	<u>1.35</u>	<u>0.725</u>	2.075	12月期	<u>1.65</u>	<u>0.475</u>	2.125	<u>1.40</u>	<u>0.725</u>	2.125	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	合 計	<u>3.50</u>	<u>0.95</u>	4.45	<u>3.00</u>	<u>1.45</u>	4.45	
区 分		現 行			改 正																																					
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																				
6月期	<u>1.60</u>	<u>0.475</u>	2.075	<u>1.35</u>	<u>0.725</u>	2.075																																				
12月期	<u>1.65</u>	<u>0.475</u>	2.125	<u>1.40</u>	<u>0.725</u>	2.125																																				
3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25																																				
合 計	<u>3.50</u>	<u>0.95</u>	4.45	<u>3.00</u>	<u>1.45</u>	4.45																																				
	再任用職員の支給月数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">改 正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;"><u>0.80</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.225</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.025</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.70</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.375</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.075</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;"><u>0.95</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.275</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.225</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.80</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.375</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.175</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>1.85</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.50</u></td> <td style="text-align: center;">2.35</td> <td style="text-align: center;"><u>1.60</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.75</u></td> <td style="text-align: center;">2.35</td> </tr> </tbody> </table> 再任用管理職員の支給月数は、改正なし	区 分	現 行			改 正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	<u>0.80</u>	<u>0.225</u>	<u>1.025</u>	<u>0.70</u>	<u>0.375</u>	<u>1.075</u>	12月期	<u>0.95</u>	<u>0.275</u>	<u>1.225</u>	<u>0.80</u>	<u>0.375</u>	<u>1.175</u>	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	合 計	<u>1.85</u>	<u>0.50</u>	2.35	<u>1.60</u>	<u>0.75</u>	2.35
区 分	現 行			改 正																																						
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																				
6月期	<u>0.80</u>	<u>0.225</u>	<u>1.025</u>	<u>0.70</u>	<u>0.375</u>	<u>1.075</u>																																				
12月期	<u>0.95</u>	<u>0.275</u>	<u>1.225</u>	<u>0.80</u>	<u>0.375</u>	<u>1.175</u>																																				
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10																																				
合 計	<u>1.85</u>	<u>0.50</u>	2.35	<u>1.60</u>	<u>0.75</u>	2.35																																				
実 施 の 時 期 等	平成19年1月1日（管理職手当、子等のうち3人目以降の扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当の改正については、平成19年4月1日） 平成18年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成19年3月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。																																									